

## 資料 1-2 専門委員会，評価チーム等の役割

### 【「評価実施手引書（全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」）」抜粋】

実施体制 - 専門委員会，評価チームの役割

#### 1 専門委員会

- (1) 大学評価委員会で決定された評価の実施方針に基づき，「国際的な連携及び交流活動」の評価に必要な評価の方法，手順，基準等の基本的事項を定め，評価担当者に対し研修を実施するとともに，実際に評価作業を担う評価チーム（専門委員会委員及び評価員で構成）を編成し，各評価チームの分担を決定します。
- (2) 書面調査，ヒアリングなどの評価作業全般を統括するとともに，各評価チームが作成する評価結果原案を審議し，評価報告書原案として取りまとめた上，大学評価委員会へ報告します。  
また，評価結果に対して対象大学等から意見の申立てがあった場合は，大学評価委員会からの要請に応じ，申立てへの対応を検討し，その結果を同委員会へ報告することになります。
- (3) 専門委員会の下に専門委員会主査及び副主査並びに各評価チームの主査を構成員とする「評価チーム主査会議」を設置し，評価チーム間の横断的な事項や評価結果原案の調整等を行います。

#### 2 評価チーム

- (1) 評価チームは，書面調査及びヒアリングを実施した上で，その結果に基づき，「評価結果原案」を作成し，専門委員会へ提出します。
- (2) 評価チームに主査及び副主査を置き，専門委員会委員の中から専門委員会主査が指名します。評価チーム主査は評価チーム内の連絡調整及び機構との連絡調整を行い，評価チーム副主査は評価チーム主査を補佐します。

### 【「評価実施手引書（分野別教育評価「人文学系」）」抜粋】

実施体制 - 専門委員会及び評価チーム

#### 1 人文学系教育評価専門委員会

- (1) 専門委員会は，大学評価委員会が決定する基本的方針に基づき，「人文学系」の教育評価を実施するために必要な具体的内容・方法等を審議するとともに，専門委員会に置かれる評価チームが取りまとめる評価報告書原案を審議する。
- (2) 専門委員会は，対象組織の教育活動等の状況や成果を多面的に明らかにするため，国公私立大学の関係者及び社会・経済・文化等の各方面の有識者により構成する。さらに，当該分野の専門家については，その分野の教育評価を実施するために必要な学問領域等を考慮した構成とする。
- (3) 専門委員会には，主査及び副主査を置き，主査は委員会の招集並びに議事の進行及び取りまとめを行い，副主査は主査を補佐する。

#### 2 評価チーム

- (1) 評価チームは，書面調査及び訪問調査の結果に基づき，「評価報告書原案」を作成する。
- (2) 評価チームは，専門委員会委員により構成し，9～10名で4チームを編成し，1チーム当たり2～3大学を担当する。また，対象組織の設置形態等を考慮し，必要に応じて各評価チームに数名の評価員を任命する。なお，評価チームの構成員は，自己の関係する対象組織の評価に参画できない。
- (3) 評価チームには，評価チーム主査及び評価チーム副主査を置き，評価チーム主査は評価チーム内の連絡調整及び機構との連絡調整を行い，評価チーム副主査は評価チーム主査を補佐する。

## 【「評価実施手引書（分野別研究評価「経済学系」）」抜粋】

実施体制 - 専門委員会，部会，評価チーム

### 1 経済学系研究評価専門委員会

- (1) 専門委員会は，大学評価委員会が決定する基本的方針に基づき，「経済学系」の研究評価を実施するのに必要な具体的内容・方法等を審議するとともに，専門委員会に置かれる部会及び評価チームが取りまとめる判定案及び評価報告書原案を審議する。
- (2) 専門委員会は，対象組織の研究活動等の状況や成果を多面的に明らかにするため，国公立大学の関係者及び社会・経済・文化等の各方面の有識者により構成する。さらに，当該分野の専門家については，その分野の研究評価を実施するために必要な学問領域等を考慮した構成とする。
- (3) 専門委員会には主査及び副主査を置き，主査は委員会の招集並びに議事の進行及び取りまとめを行い，副主査は主査を補佐する。

### 2 部会

- (1) 部会は「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的效果」の評価項目，のうち，研究活動に係る内容及び水準の判定を行う。
- (2) 部会は，対象領域ごとに組織し，専門委員会委員及び評価員によって構成する。なお，部会の構成員は，自己の関係する対象組織の評価に参画できない。
- (3) 部会には主査及び副主査を置き，専門委員会委員から選出する。主査は部会内の連絡調整及び機構との連絡調整を行い，副主査は主査を補佐する。

### 3 評価チーム

- (1) 評価チームは，対象組織を分担し，書面調査及びヒアリングを行い，その結果に基づき「評価報告書原案」を作成する。
- (2) 評価チームは，専門委員会委員により構成する。なお，評価チームの構成員は，自己の関係する対象組織の評価に参画できない。
- (3) 評価チームには主査及び副主査を置き，主査は評価チーム内の連絡調整及び機構との連絡調整を行い，副主査は主査を補佐する。